

議第 3 号

令和5年度 近江八幡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度近江八幡市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 435,373 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,835,700 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 1 5 日提出

近江八幡市長 小西 理

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		1,330,845	56,854	1,387,699
	1 国民健康保険料	1,330,845	56,854	1,387,699
2 国民健康保険税		206	△67	139
	1 国民健康保険税	206	△67	139
4 使用料及び手数料		702	△199	503
	1 手数料	702	△199	503
5 国庫支出金			183	183
	2 国庫補助金		183	183
8 県支出金		6,016,186	△371,285	5,644,901
	1 県負担金	6,004,779	△371,285	5,633,494
11 繰入金		831,196	△116,689	714,507
	1 他会計繰入金	571,196	△9,689	561,507
	2 基金繰入金	260,000	△107,000	153,000
13 諸収入		79,272	△4,170	75,102
	1 延滞金、加算金及び過料	9,001	△4,000	5,001
	3 貸付金元利収入	340	△170	170
歳入合計		8,271,073	△435,373	7,835,700

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		141,653	△12,005	129,648
	1 総務管理費	118,834	△6,763	112,071
	2 徴収費	22,533	△5,136	17,397
	3 運営協議会費	286	△106	180
2 保険給付費		5,907,769	△366,233	5,541,536
	1 療養諸費	5,125,472	△315,960	4,809,512
	2 高額療養費	749,482	△44,884	704,598
	4 出産育児諸費	25,213	△5,389	19,824
3 国民健康保険事業費納付 金		2,044,903	△60,191	1,984,712
	2 医療給付費分	1,387,706	△49,793	1,337,913
	3 後期高齢者支援金等分	505,424	△10,398	495,026
8 保健事業費		92,567	△31	92,536
	2 保健事業費	16,331	△31	16,300
11 諸支出金		79,044	3,087	82,131
	1 償還金及び還付加算金	79,044	3,087	82,131
歳 出 合 計		8,271,073	△435,373	7,835,700

提案理由

総務費において、職員給与費で人件費、国保料賦課徴収事業で物件費等を減額する。保険給付費において、医療機関等支払負担金及び高額療養給付負担金等で負担金補助及び交付金を減額する。国民健康保険事業費納付金において、負担金補助及び交付金を減額する。諸支出金において、過年度返還金を追加するとともに、各費目において物件費等を精査し補正する。

これらの財源については、国民健康保険料、国民健康保険税、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金及び諸収入、並びに繰入金で財源調整し充当する。

議第 4 号

令和5年度 近江八幡市介護認定審査会共同設置事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度近江八幡市の介護認定審査会共同設置事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,070 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32,530 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 15 日提出

近江八幡市長 小西 理

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		10,106	△345	9,761
	1 負担金	10,106	△345	9,761
3 繰入金		23,494	△725	22,769
	1 他会計繰入金	23,494	△725	22,769
歳 入	合 計	33,600	△1,070	32,530

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 介護認定審査会設置事業 費		33,500	△1,070	32,430
	1 介護認定審査会設置事 業費	33,500	△1,070	32,430
歳 出	合 計	33,600	△1,070	32,530

提案理由

介護認定審査会設置事業費において、職員給与費及び物件費を精査し補正する。

これらの財源については、分担金及び負担金、並びに繰入金を充当する。

議第 5 号

令和5年度 近江八幡市介護保険事業特別会計(保険事業勘定)補正予算 (第3号)

令和5年度近江八幡市の介護保険事業特別会計 (保険事業勘定) 補正予算 (第3号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 175,420 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,157,662 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 15 日提出

近江八幡市長 小西 理

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,542,859	△69,694	1,473,165
	1 国庫負担金	1,218,695	△31,461	1,187,234
	2 国庫補助金	324,164	△38,233	285,931
4 支払基金交付金		1,833,620	△43,759	1,789,861
	1 支払基金交付金	1,833,620	△43,759	1,789,861
5 県支出金		998,825	△20,687	978,138
	1 県負担金	959,889	△19,663	940,226
	2 県補助金	38,936	△1,024	37,912
8 繰入金		1,289,172	△42,157	1,247,015
	1 一般会計繰入金	1,120,172	△31,626	1,088,546
	2 基金繰入金	169,000	△10,531	158,469
10 諸収入		261	877	1,138
	5 雑入	61	877	938
歳入合計		7,333,082	△175,420	7,157,662

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		188,132	△12,019	176,113
	1 総務管理費	123,018	△3,960	119,058
	2 徴収費	7,662	△575	7,087
	3 介護認定審査会費	52,653	△7,136	45,517
	5 計画策定委員会費	4,799	△348	4,451
2 保険給付費		6,703,339	△157,309	6,546,030
	1 介護サービス等諸費	6,251,899	△105,000	6,146,899
	2 介護予防サービス等諸費	73,488	△14,200	59,288
	4 高額介護サービス等費	165,562	△25,009	140,553
	5 高額医療合算介護サービス等費	24,100	△3,100	21,000
	7 特定入所者介護サービス等費	180,450	△10,000	170,450
4 地域支援事業費		225,200	△6,092	219,108
	11 介護予防・生活支援サービス事業費	60,872	△3,709	57,163
	12 一般介護予防事業費	4,436	△170	4,266
	13 包括的支援事業・任意事業費	159,867	△2,203	157,664
	14 その他諸費	25	△10	15
歳 出 合 計		7,333,082	△175,420	7,157,662

提案理由

総務費において、職員給与費で人件費、介護保険管理運営事業等で物件費等を減額する。保険給付費において、居宅介護サービス給付事業等で負担金補助及び交付金を減額し、地域密着型介護サービス給付事業で負担金補助及び交付金を追加するとともに、各費目において職員給与費及び物件費等を精査し補正する。

これらの財源については、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び諸収入、並びに繰入金で財源調整し充当する。

議第 6 号

令和5年度 近江八幡市介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)補正予算 (第1号)

令和5年度近江八幡市の介護保険事業特別会計 (サービス事業勘定) 補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 835 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,765 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 15 日提出

近江八幡市長 小西 理

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 サービス収入		8,064	△847	7,217
	2 予防給付費収入	8,064	△847	7,217
8 繰入金		2,536	12	2,548
	1 他会計繰入金	2,536	12	2,548
歳 入	合 計	10,600	△835	9,765

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		10,600	△835	9,765
	1 施設管理費	10,600	△835	9,765
歳 出 合 計		10,600	△835	9,765

提案理由

総務費において、介護予防サービス計画事業で委託料を減額する。

これらの財源については、サービス収入、並びに繰入金で財源調整し充当する。

議第 7 号

令和5年度 近江八幡市文化会館事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度近江八幡市の文化会館事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 233 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 80,033 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 15 日提出

近江八幡市長 小西 理

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		16,034	△1,942	14,092
	1 使用料	16,034	△1,942	14,092
2 入場料収入		11,288	△4,063	7,225
	1 入場料収入	11,288	△4,063	7,225
5 繰入金		49,903	7,450	57,353
	1 他会計繰入金	49,903	7,450	57,353
6 繰越金		1	294	295
	1 繰越金	1	294	295
7 諸収入		2,574	△1,506	1,068
	2 雑入	2,574	△1,506	1,068
歳 入	合 計	79,800	233	80,033

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 文化会館事業費		79,750	233	79,983
	1 文化会館事業費	79,750	233	79,983
歳 出 合 計		79,800	233	80,033

提案理由

文化会館事業費において、職員給与費で人件費、文化会館管理事業で物件費等を追加し、文化会館自主事業で物件費等を減額する。

これらの財源については、使用料及び手数料、入場料収入及び諸収入、並びに繰入金で財源調整し充当する。

議第 8 号

令和5年度 近江八幡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和5年度近江八幡市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 27,887 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,119,478 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 15 日提出

近江八幡市長 小西 理

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰入金		252,348	△27,887	224,461
	1 他会計繰入金	252,348	△27,887	224,461
歳 入	合 計	1,147,365	△27,887	1,119,478

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		33,528	△2,419	31,109
	1 総務管理費	29,922	△2,209	27,713
	2 徴収費	3,606	△210	3,396
2 後期高齢者医療広域連合 納付金		1,097,995	△25,468	1,072,527
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	1,097,995	△25,468	1,072,527
歳 出	合 計	1,147,365	△27,887	1,119,478

提案理由

総務費において、職員給与費で人件費、後期高齢者医療賦課徴収事業等で物件費等を減額する。後期高齢者医療広域連合納付金において、負担金補助及び交付金を減額する。

これらの財源については、繰入金を充当する。